

三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金（以下「補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模企業に対して、感染症拡大防止や生産性向上等に要する経費の一部を補助することにより、三重県内の小規模企業の事業継続への緊急支援を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)、雇用経済部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第250号)及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(平成22年。以下「排除要綱」という。)の規定を準用するほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において、「小規模企業」とは、三重県中小企業・小規模企業振興条例第2条第2項に規定する小規模企業（サービス業のうち宿泊業及び娯楽業に属する事業を主たる事業として営み、常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人を含む。）であって、三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年11月から令和3年1月のいずれかの月の売上高が前年同月比で30%以上減少している、三重県内に主たる事務所又は事業所を有する小規模企業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号の全てを満たす事業を行うために必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げる経費のうち、公益財団法人三重県産業支援センター理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

- (1) 三重県版経営向上計画（経営向上計画書）に基づく販路開拓や生産性の向上、感染防止対策などの事業
- (2) 三重県又は三重県が出資（出捐）した団体の他の補助金の交付を受けない事業
- (3) 国、市町等の他の補助金の交付を受けない事業

(補助額)

第6条 補助限度額は、50万円以内、又、補助率は補助対象経費の5分の4以内とする。
2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添え、三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金交付申請書（第

1号様式。以下「交付申請書」という。)を理事長に提出しなければならない。

(1) 経営向上計画書(第1号様式の2)

(2) 支出計画書(第1号様式の3)

(3) 売上高減少確認書(第1号様式の4)

(4) 役員等に関する事項(第1号様式の5)

(5) 直近1期分の財務諸表(法人の場合は、貸借対照表、損益計算書。個人で青色申告の場合は、確定申告書、貸借対照表、損益計算書。個人で白色申告の場合は、確定申告書、収支内訳書。)の写し

(6) 法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し、個人にあっては、住民票抄本の写し(交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの)

(7) その他理事長が必要とする書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 理事長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付の決定にあたっては、必要に応じ条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の交付の決定にあたって、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 理事長は、前条第2項のただし書きによる申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条の交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合における、規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容もしくは経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を添え、三重県新型コロナウイルス危機対応事業継続・緊急支援補助金変更申請書(第2号様式。以下「変更申請書」という。)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更の場合にあっては、

この限りではない。

- (1) 事業変更計画書（第2号様式の2）
 - (2) 支出変更計画書（第2号様式の3）
 - (3) その他理事長が必要とする書類
- 2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合以外の変更をいう。
- (1) 補助事業の内容を著しく変更する場合
 - (2) その他理事長が必要と認める場合
- 3 理事長は、第1項の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金事業遅延等報告書（第4号様式）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し等）

- 第13条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
 - (4) 排除要綱別表に該当したとき。
 - (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則の定めによる延滞金を徴するものとする。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、理事長が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の遂行状況について、別に定める日までに三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金事業状況報告書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日から20日以内に、又は、

令和3年10月20日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添え、三重県新型コロナウイルス危機対応事業継続・緊急支援補助金実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第6号様式の2）
- (2) 支出精算書（第6号様式の3）
- (3) 取得財産等管理台帳（第9号様式）の写し
- (4) その他理事長が必要とする書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 理事長は、実績報告書を受領したときは、当該実績報告書を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条に基づいて承認を受けている場合はその内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超過額の返還を命ずることができる。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則の定めによる延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、交付決定額の2分の1までの概算払いができるものとする。

2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、三重県新型コロナウイルス危機対応事業継続・緊急支援補助金請求書（第7号様式。以下「請求書」という。）を理事長に提出しなければならない。また、前条第1項ただし書の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、三重県新型コロナウイルス危機対応事業継続・緊急支援補助金概算払請求書（第7号様式の2）を理事長に提出しなければならない。

（補助事業に係る経理）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、三重県新型コロナウイルス

機対応事業継続・緊急支援補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第8号様式）により速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還については、規則第17条第2項の規定を準用する。

（財産の管理及び処分）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等（以下「取得財産等」という。）を補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等のうち、減価償却資産であって、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間（以下「処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、取得財産等管理台帳（第9号様式）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金に係る財産処分承認申請書（第10号様式）により理事長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産でないもの、又は処分制限期間を経過したものについてはこの限りでない。
- 4 理事長は、前項の規定により承認した取得財産等の処分により補助事業者が収入を得たときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（その他）

第21条 規則、排除要綱およびこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年2月5日から適用する。

(別 表)

補助対象経費

広報費	事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター・チラシ・ホームページ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
展示会等出展費	事業の遂行に必要な新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
開発費	新商品の試作品やパッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
感染防止対策費	新型コロナウイルス感染防止対策のために支払われる経費 (感染予防対策として取り組む店舗改修、換気対策、衛生用品(マスク・消毒液等の購入))
雑役務費	事業遂行に必要な業務・専務をするために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料等
借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 (パソコン、ショーケース、机、椅子、真空包装機、製造・試作機械等。)・自動車等車両は対象外。ただし、調理又は冷蔵・冷凍・保温設備を備えた移動販売専用車両については対象。 ・既に導入しているソフトウェアの更新料は対象外 ・中古品についても対象
設備処分費	事業遂行に必要な設備導入等のため作業スペースを確保する等の目的で、事業実施者が所有する設備を廃棄・処分するために要する経費
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
外注費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費
その他の経費	その他、三重県産業支援センター理事長が特に必要と認めた経費

※ 公租公課、飲食・接待費、団体の運営など経常的な経費、支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、その他本補助事業に直接関わらない経費や公金の使途として社会通念上適切でない経費は補助対象外とします。